

## 管理対象外施設にかかる光熱水費の徴収について

鶴見緑地内の各施設の光熱費は、基本的に各施設の検針結果を基に使用量に単価（電気料金単価はメンテナンス費を含む）を掛け、4半期ごとに各施設の管理者等に請求している。ただし、光熱水費を定額で請求している施設や電気、上下水道、ガスの事業者と単独で契約をしている施設もある。

(光熱水費が発生する主な管理対象外施設)

施設名等	種別	請求方法	使用量の確認	料金の計算
花博記念協会	電気	指定管理事業者からの請求による	四半期ごと 定額	単価計算
	水道			
	ガス			
迎賓館	電気	指定管理事業者からの請求による	自主検針	単価計算
	水道			
	ガス			
フットサル施設	電気	指定管理事業者からの請求による	自主検針	単価計算
	水道			
	ガス			
コンビニエンスストア	電気	【単独契約】	—	—
	水道	指定管理事業者からの請求による	自主検針	単価計算
	ガス	設備なし	—	—
健康増進施設	電気	館内	【単独契約】	—
		広告	指定管理事業者からの請求による	自主検針
	水道	指定管理事業者からの請求による	自主検針	単価計算
	ガス	【単独契約】	—	—
あそび創造広場	電気	【単独契約】	—	—
	水道	指定管理事業者からの請求による	自主検針	単価計算
	ガス	【単独契約】	—	—
ドッグラン施設	電気	【単独契約】	—	—
	水道	指定管理事業者からの請求による	自主検針	単価計算
	ガス	【単独契約】	—	—
鶴見緑地公園事務所	電気	指定管理事業者からの請求による	自主検針	単価計算
	水道			
	ガス			